

議案第5号

京都府後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成27年2月13日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 栗山 正隆

提案理由

事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備するために行政手続法の改正が行われることに伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例
京都府後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年条例第24号）の
一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第31条—第35条）」を
「第4章 行政指導（第31条—第35条の2）」
第4条の2 処分等の求め（第35条の3）」 に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改める。

第34条中第3項を第4項とし、第2項中「前項」を「前2項」に改め、同
項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等
をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、
その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第35条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第35条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる
規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該
法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行
政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を
とることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方につい
て弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限
りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければな
らない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第35条の2の次に次の章名及び1条を加える。

第4章の2 処分等の求め

第35条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。